

6月 水無月 June				日	主な行事	時間	場所
日	曜	主な行事	時間	場所			
1	木	サイレン点検日 特設人権相談所 療育教室 役場窓口延長	正午 9:00~12:00 " " 19:00まで	保健センター " " 住民課・会計課			
2	金						
3	土	スポ少交流軟式野球大会町予選 平庭高原つつじまつり(〜4日) 野生サクラ草サミットinくずまき	9:00~12:00 10:00~16:00 13:00~16:30	総合運動公園 平庭高原周辺 くずまき交流館プラトー			
4	日	町民総合体育大会総合開会式・ 前期競技 野生サクラ草サミットinくずまき	9:00開会式 9:30~15:00	社会体育館・総合運動公園 町内			
5	月						
6	火						
7	水	子育て相談	9:00~16:00	保健センター			
8	木	なかよし広場 ワクワクママさんレッスン 手話サークル 役場窓口延長	9:00~11:30 10:00~12:00 19:00~21:00 19:00まで	保健センター " " " " 住民課・会計課			
9	金	心配ごと相談所	9:00~12:00	保健センター			
10	土	くずまき高原牧場まつり(〜11日) 遊びと学びの子どもワークショップ	10:00~16:00 10:00~14:00	プラトー周辺 森と風のかっこう(旧上外川分校)			
11	日	安家森・遠別岳山開き登山	10:00~	袖山高原			
12	月						
13	火	年金相談日 予防接種 (三種混合H17.7/1~12/31生) (麻しん風しん混合ワクチン H17.1/1~6/30生)	13:00~17:00 13:00~15:00	役場会議室 保健センター			
14	水	年金相談日 新米ママ講座	9:00~12:00 9:00~11:30	役場会議室 保健センター			
15	木	手づくり絵本展(〜19日) 子育てサロン 役場窓口延長 配食サービス	8:30~20:00 9:00~11:30 19:00まで	総合センター 保健センター 住民課・会計課 町内			
16	金						

7月 文月 July

日	曜	主な行事	時間	場所
1	土	国民安全の日 サイレン点検日	正午	
2	日	東北ジャズ体操講習会	9:45~	社会体育館
3	月			
4	火	予防接種 (三種混合 H17.7/1~12/31生) (BCG H18.3/1~4/30生)	13:00~15:00	保健センター
5	水	町老人スポーツ大会	10:00~	総合運動公園
6	木	なかよし広場 役場窓口延長	9:00~11:30 19:00まで	保健センター 住民課・会計課
7	金	妊婦歯科講話	10:00~14:00	保健センター



スギナは、シダ植物。春先に芽生える胞子茎「ツクシ」の胞子で繁殖します。

難病にも驚くべき効果！ =スギナの巻= 自然の恵み講座

スギナは、昔から民間療法で止血や腎臓、膀胱の病気に使われてきました。スギナは煎じて飲むだけで多くの病気に効き目があり、がんをはじめとする難病にも驚くべき効果があります。

薬効 ▶がん、糖尿病、腎臓病、結石、肝臓病など…煎じて飲みます。▶傷、吹き出物、皮膚炎…生葉をすりつぶし、そのまま青汁をつけるか、小麦粉を混ぜて湿布します。**食用** スギナ茶…生葉でも干した葉でもひとつかみ急須に入れ、熱湯を注ぎ5〜6分おきます。煎じるときは5〜10分煮立てます。

東城百合子著「薬草の自然療法」から抜粋。
著書は公民館図書室にも置いています。

いざというときに備え、消防団が定期的に消火栓を点検しています



建設水道課
☎66-2929・3330

きれいな水、
快適な暮らしへ

消火栓は水道水を利用してあります 定期点検で火災への備え

消防水利には、河川や沢などの自然水利、学校プールなど多目的に利用できる施設、消火栓や防火水槽などの防火用施設があります。
現在、町内には消火栓が二百六十四基、防火水槽が百四十四カ所設置されています。
このうち、水道事業者が設置することになっている消火栓は、水道水が利用されていることはご存じですか。
消火栓の歴史は古く、日本では明治二十年、現在の横浜に設置されたのが始まりです。町(当時葛巻村)では大正七年、町中心部に八カ所設置されたのが始まりで、正式な水道事業の開始は、水道使用条例が認可された大正九年になるようです。
現在、消火栓は消防法で「一分間に一立方メートルの水を四十分以上放水可能で、口径

が六十五センチ以上のもの」と定められています。種類は「地上式」と「地下式」の二種類に分けられ、町では積雪を考慮し、主に地上式消火栓を設置しています。
普段はあまり気に掛けない消火栓ですが、火災時の初期消火には無くてはならないものです。しかし、水道水を利用するため、長時間の使用や複数の消火栓の利用ができない地域もあります。
また、町の水道が整備されていない地域や水道の配水管が細い場所には、設置されていないのが現状です。このような場所には、防火水槽を設置し、消防水利の確保に努めています。
町と消防団では、定期的に消火栓を点検し、冬期間には除雪を行うなど火災に備え、適正に管理しています。

早めの設置で安心を！ 住宅用火災警報器

消防法が改正され、**新築住宅は本年6月1日から、既存の住宅は平成23年5月31日までに火災警報器の設置が義務付けられました。**

住宅火災による死者は、建物火災の約8割を占め、そのほとんどが65歳以上のお年寄りといわれています。火災は、いつ、誰の身に起きるか分かりません。火災の早期発見が、死亡事故を防ぎます。

逃げ遅れを防ぐためにも、早めに設置しましょう。

住宅用火災警報器を取り付けたときは、盛岡中央消防署葛巻分署(☎66-2709)へご連絡ください。

消防団員の招集をより迅速に 緊急情報伝達システムが始動

緊急情報伝達システムの運用が5月1日から開始され、消防団員をより迅速に招集できるようになりました。

これまで火災が発生すると、葛巻分署内で操作する3カ所を除き、サイレンの操作をお願いしていた家庭に1軒ずつ分署員が電話連絡をしていました。同システムにより、あらかじめ登録している電話番号に最大8回線同時に連絡でき、サイレンの吹鳴や消防団員出勤までの時間を大幅に短縮できるようになりました。

また、電子メールでの対応も可能になり、幅広い活用が期待されています。



緊急情報伝達システムの
作動試験を行う葛巻分署員